委　　託　　契　　約　　書

１　業務名

岩手県立磐井病院・南光病院・花泉地域診療センター電子カルテ参照システム構築業務

２　委託料　　金＿＿＿＿＿円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額＿＿＿＿＿円）

３　委託期間　　契約締結日から令和９年３月31日

４　契約保証金　　金＿＿＿＿＿円

※　契約保証金を免除する場合 ４　契約保証金は、免除する。

岩手県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、上記業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、別紙「仕様書」に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を上記委託料及び委託期間をもって乙に委託し、乙はこれを受託した。

（指示）

第２条　甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し、必要な事項について指示することがある。

２　乙は、委託業務の実施に関し必要と認めるものについては、甲の指示を受けるものとする。

（担当者報告書の提出）

第３条　乙は、委託業務を主として担当する者を定め、速やかに担当者報告書（様式第１号）を甲に提出するものとする。

（委託業務内容の変更等）

第４条　甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託料及び委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の帰属）

第５条　委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

（委託業務完了報告及び完了確認）

第６条　乙は、委託業務を完了したときは、委託業務完了報告書（様式第２号）に契約目的物を添えて甲に提出し、その確認を受けなければならない。

２　甲は、前項の規定による書類を受理したときは、その日から起算して10日以内に当該書類の検査を行い、委託業務の実施状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを乙に指示するものとする。

３　乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合は、その結果を甲に報告するものとする。

（４　第２項の検査に合格したときをもって契約目的物の引渡しが完了し、契約目的物の所有権が甲に移転するものとする。）

（委託料の請求）

第７条　乙は、委託業務の完了確認を受けた後、甲に委託料の支払いを請求するものとする。

２　甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払う

ものとする。

（支払遅延利息）

第８条　甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払いを遅延した場合においては、乙に対して、支払う日までの日数に応じ、支払遅延した委託料につき年3.0パーセントの割合で計算した額の支払遅延利息を支払うものとする。

（履行遅延違約金）

第９条　甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により委託期間の終了期限までに委託業務を終了できない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年3.0パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

（契約不適合責任）

第10条　第６条の規定による完了確認後、契約の目的物に不適合があると認められる場合は、甲は、乙に対し、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。

２　前項の規定は、甲の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

３　第１項の規定する場合において、その不適合が甲の提供した資料等の性質又は甲の与えた指示によって生じたものであるときは、甲は、その不適合を理由として再履行の請求、委託料の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

４　乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第６条の検収完了後１年以内であって、かつ甲が当該契約不適合を知った時から１ヶ月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。（ただし、第６条の規定により契約の目的物を甲に引き渡したときにおいて、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。）

（甲の解除権）

第11条　甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

（１）乙の責めに帰する理由により契約目的物を納入期限内に納入しないとき、又は納入することができない等委託業務の履行ができないと認められるとき。

（２）契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。

（３）正当な理由なしに甲が行う検査若しくは調査を妨げ、若しくは報告を拒み、又は甲の指示に従わなかったとき。

（４）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、又は便宜の供与等により、直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認めら

れるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（5）前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。

2　前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の５に相当する額を甲に納付するものとする。

※　契約保証金を免除する場合

2　乙は、前条の規定によってこの契約を解除されたときは、損害賠償として契約金額の100分の５に相当する額を甲に納付するものとする。

（乙の解除権）

第12条　乙は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

（1）甲の責めに帰する理由により、契約目的物を納入することが不可能となったとき。

（2）甲が、委託業務の内容を著しく変更し、又は委託業務を一時中止することにより、重大な損害を受けるおそれがあると認められるとき。

（3）前各号のほか、甲がこの契約に違反したため、契約の目的を達することができないと認められるとき。

（契約解除に伴う特例）

第13条　第11条又は第12条の規定により、この契約が解除された場合において委託業務の一部が完了しているときは、甲は、当該完了部分を確認のうえ、相当と認める金額を支払い、契約目的物の引渡しを受けることができる。

（権利義務譲渡等の禁止）

第14条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第15条　乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りでない。

（守秘義務）

第16条　乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（データの権利帰属）

第17条　委託業務の実施のため甲が乙に提供した資料等及び委託業務の実施により提出された契約目的物並びに委託業務に関するデータの記録されている記録媒体の内容を成すデータ（以下「データ等」という。）に関する一切の権利は、甲に帰属する。

2　本委託業務（甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物を含む。）の著作権及び所有権は、甲から乙に対し委託料の支払いが完了したときを以って乙から甲へ移転する。なお、業務完了の日から委託料が完納されるまでの間の成果物の使用については、

乙はこれを承諾するものとする。

3　前項の規定によらず、成果物のうち、同種の成果に共通に利用されるノウハウ・ルーチン・モジュール（乙が従来権利を有していたものに限る。）に関する権利は、乙に留保されるものとする。

4　甲は、前項の規定に基づく成果物を自ら使用するために必要な範囲内において自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいう。以下同じ。）できるものとする。

5　乙は、成果物のうち乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の複製物について甲が成果品を使用するために必要な範囲において利用を許諾するものとする。

6　乙は、第１項、第２項及び前項に基づき甲に著作権を譲渡し、あるいは甲に利用を許諾した成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとする。

7　成果物のうち、第三者が従前から保有する著作物の著作権は、当該第三者に帰属するものとする。この場合、当該第三者との間で定める使用許諾契約に従って当該著作物を利用するものとする。

8　乙は、委託業務の実施により新たに開発したプログラムに係るノウハウ・ルーチン・モジュールを利用し、ソフトウェアを作成して第三者に販売、使用許諾（再使用許諾を含む。）等をしてはならない。ただし、甲の文書による承諾を得たものについては、この限りではない。

9　乙は、委託業務の実施により改造したプログラムに係るノウハウ・ルーチン・モジュールを第三者に販売、使用許諾（再使用許諾を含む。）等を行ったときは、速やかに甲へ通知するものとする。

10　第８項及び第９項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

（データ管理）

第18条　乙は、データ等の外部への漏洩、滅失、毀損等を防止するため、施設設備の管理運営体制に必要な措置を講じるとともに、善良なる管理者の注意義務をもってデータ等の適正な管理にあたらなければならない。

2　甲は、乙に対して、前項にかかる乙の講じた措置について、報告させるとともに、必要に応じて、その改善を求めることができる。

（目的外使用等の禁止）

第19条　乙は、委託業務にかかるデータ等を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りではない。

（複写及び複製の禁止）

第20条　乙は、第２条第１項の規定による甲の指示によるものを除き、委託業務にかかるデータ等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りではない。

（データ等の運搬）

第21条　委託業務にかかるデータ等の運搬は、すべて乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

2　乙は、甲のデータ等を受け取ったときは、引き換えに甲にデータ等預り証（様式第３号）を提出し、データ等の保管の責めを負うものとする。

3　乙は、前項のデータ等に誤り又は脱漏を認めたときは、速やかに甲に通知するものとし、甲は遅延なく補正するものとする。

（データ等の返還及び処分）

第22条　委託業務完了後又は第11条若しくは第12条により契約が解除された場合において、乙は次の各号によりデータ等を返還し、又は処分しなければならない。

（１）乙は、甲から提供された委託業務にかかるデータ等を甲の指示により、速やかに甲に返還するこ

と。

（２）乙は、甲に納入又は返還を要する物件及び乙が保管を要する物件を除き、委託業務にかかる一切のデータ等を抹消、焼却、切断等の方法により再使用できない状態にして処分すること。

（使用機器等）

第23条　委託業務の実施に必要なコンピュータ、プリンタ等の機器及び帳票等の消耗品（以下「使用機器等」という。）の準備、運搬並びに保守は、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

２　前項に掲げる使用機器等の設置場所については、甲、乙協議して定めるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第24条　乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならないものとする。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（不当介入に対する措置）

第25条　乙は、乙又はこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告し、及び警察に通報しなければならない。

（補則）

第26条　この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義を生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約締結の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

年　月　日

甲　岩手県

契約担当者　県立病院等事業管理者

医療局長　吉田　陽悦

乙

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（個人情報管理責任者等）

第３　乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

２　乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

３　個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

４　業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（個人情報の目的外利用及び提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は甲の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、毀損及び滅失の防止等）

第５　乙は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は甲から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

２　乙は、甲から文書等の引き渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出する。

３　乙は、第１項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。甲は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。

４　乙は、甲が承諾した場合を除き、第１項の個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。

５　乙は、第１項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

６　乙は、第１項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。

７　乙は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第１項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。

（１）送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。

（2）送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
（3）送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
（4） 第１号及び第２号について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記第３号について責任者が了解していること。その他責任者が指示した安全対策を講じること。
８　乙は、第１項の個人情報等を秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
（1）個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
（2） 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
（教育の実施）
第６　乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。
（1） 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。
（2） 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項
（資料の返還等）
第７　乙は、業務を処理するために、甲から引き渡された、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
（複写又は複製の禁止）
第８　乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等について、甲の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。
（再委託の承諾）
第９　乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。
２　乙は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に協議し、その承諾を得なければならない。
３　前項の場合において、乙は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。
４　乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手続及び方法について具体的に定めなければならない。
５　乙は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
（派遣労働者等の利用時の措置）
第10　乙は、本委託業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
２　乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員

以外の労働者に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

３　乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（実地調査）

第11　甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

（指示、報告等）

第12　甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故発生時の対応）

第13　乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

２　甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。